

<p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>(再生可能エネルギー)</p> <p>第三条の二 条例第一条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。</p> <p>(温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所等)</p> <p>第四条 条例第五条の六に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の前年度の使用量（住居の用に供する部分で使用されたものを除く。）をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第二条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所</p>	<p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>(温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所等)</p> <p>第四条 条例第六条第一項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。</p> <p>一 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）以下同じ。）の使用量（事業所において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量（都内において使用される量に限る。）を含む。）をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第</p>
---	--

二 電気(再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給を受けたものを除く。)(の前年度の使用量) 住居の用に供する部分で使用されたものを除く。( )が六百万キロワット時以上である事業所

2 条例第五条の六に規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所とする。

(排出概況確認書の提出等)

第四条の二 条例第五条の六の規定による排出概況確認書の提出は、毎年度四月末日までに、別記第一号様式による温室効果ガス排出概況確認書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出概況確認書を添えて行わなければならない。

2 条例第五条の六ただし書に規定する結果報告書を提出することとなる年度は、条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日の属する年度とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

三条に規定する方式により原油の数量に換算したものが千五百キロリットル以上である事業所

二 電気(他人から供給されたものに限る。)(の年度の使用量) 事業所において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量(都内において使用される量に限る。)(を含む。)(が六百万キロワット時以上である事業所

2 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書は、事業所が前項の規定に該当することとなつた年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

3 条例第六条第一項に規定する地球温暖化対策計画書の提出は、前項に規定する計画期間の初年度の六月末日までに別記第一号様式による地球温暖化対策計画書提出書に、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書を添えて行つものとする。

第四条の三 条例第六条第一項に規定する規則で定める計画期間は、同項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては条例第五条の六の規定により排出概況確認書を提出し、又は条例第七条の五第一項の規定により結果報告書を提出することとなる日（結果報告書の提出にあつては、四月一日から六月三十日までとなる場合に限る。）、条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案にあつては当該地球温暖化対策計画書の案を提出した日の属する年度から五箇年度とする。

21 条例第六条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、計画期間の初年度の八月末日までに、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

31 条例第六条第三項の規定による地球温暖化対策計画書の案の提出は、五月一日から十一月末日までに、別記第一号様式の二による地球温暖化対策計画書案提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温暖化対策計画書の案を添えて行わなければならない。

41 条例第六条第五項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、同条第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者にあつては計画期間の初年度の十一月末日までに、同条第二項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者にあつては計画期間の初年度の三月末日までに、別記第一号様式の三による地球温暖化対策計画書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する地球温

暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

51 条例第六條第六項の規定による指導及び助言をする必要がないと認める旨の通知は、同條第一項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の十一月末日までに、同條第二項の規定により地球温暖化対策計画書の案を提出した者に対しては計画期間の初年度の二月末日までに、別記第一号様式の四による地球温暖化対策計画認定通知書により行うものとする。

(排出状況報告書の提出)

第四條の四 条例第七條の二第一項の規定による排出状況報告書の提出は、毎年度六月末日までに、別記第一号様式の五による温室効果ガス排出状況報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する排出状況報告書を添えて行わなければならない。

(中間報告書の提出等)

第四條の五 条例第七條の三第一項に規定する規則で定める年度は、計画期間の第三年度とする。

21 条例第七條の三第一項の規定による中間報告書の提出は、前項の年度の六月末日までに、別記第一号様式の六による地球温暖化対策中間報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する中間報告書を添えて行わなければならない。

31 条例第七條の三第六項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置
- 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

三 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施時期

4 条例第七条の三第六項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の提出は、第一項の年度の十一月末日までに、別記第一号様式の七による地球温暖化対策計画書変更提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する変更後の地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。

(計画の中止の申請)

第四条の六 条例第七条の四第一項に規定する規則で定める計画書提出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

一 事業活動の縮小により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度の前年度まで三箇年度連続して第四条第

一項各号に掲げる要件に該当しなかった事業者

二 事業活動の廃止により条例第七条の四第一項に規定する中止の申請をしようとする年度において第四条第一項各号に掲げる要件に該当しなくなることが確実な事業者

三 事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更されたことにより、地球温暖化対策計画書に掲げる地球温暖化の対策を実施することができなくなった事業者

2 条例第七条の四第一項の規定による申請は、別記第二号様式のものによる地球温暖化対策計画中止申請書に、前項各号のいずれかに該

当することを証する書面を添えて行わなければならない。

3| 条例第七条の四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の九による地球温暖化対策計画中止承認通知書により行つものとする。

(結果報告書の提出)

第四条の七 条例第七条の五第一項に規定する規則で定める日は、計画期間の終了の場合にあつては当該終了の年度の翌年度の六月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日の翌日から起算して九十日を経過した日とする。

2| 条例第七条の五第一項の規定による結果報告書の提出は、別記第一号様式による地球温暖化対策結果報告書提出書に、地球温暖化対策指針に基づき作成する結果報告書を添えて行わなければならない。

(事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次の表の上欄に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項を含むものとする。

条例第八条第一項第一号	一 温室効果ガスの排出の概況
	二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項
条例第八条第一	一 温室効果ガスの排出の状況

(地球温暖化対策計画の公表等)

第五条 条例第八条第一項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第二項の規定により公表する地球温暖化対策の結果の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 温室効果ガスの排出の状況
- 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標
- 三 前一号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

<p>一 項第一号及 び第五号</p>	<p>二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>条例第八条第一項第三号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の状況 二 前号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>条例第八条第一項第四号及び第六号</p>	<p>一 温室効果ガスの排出の状況 二 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況及び目標の達成状況 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項</p>
<p>2 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、経営に関する事項 その他公表することにより地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。 3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者の事業所における</p>	

2 条例第八条第一項及び第二項に規定する公表は、地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

る備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所 時間等を配慮した方法により行つものとする。

4| 条例第八条第一項の規定による公表は、次の各号に掲げる規定による公表の区分に応じ、当該各号に定める日まで行つものとする。

ただし、知事が特に認めた場合はこれによらないことができる。

一 条例第八条第一項第一号 排出概況確認書を提出した年度の十二月末日

二 条例第八条第一項第二号、第四号及び第五号 計画期間の終了日

三 条例第八条第一項第三号 排出状況報告書を提出した年度の翌年度の六月末日

四 条例第八条第一項第六号 計画期間の終了の場合にあつては結果報告書を提出した年度の十二月末日、条例第七条の四第三項の規定による通知を受けた場合にあつては結果報告書を提出した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

(知事による地球温暖化対策計画の公表等)

第五条の二 前条第一項及び第二項の規定は、条例第八条第二項の規定による公表の内容について準用する。

2| 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行つものとする。

一 東京都環境局(以下「環境局」という。)での閲覧

二 インターネットの利用による公表

三 その他知事が必要と認める方法

3| 条例第八条第一項に規定する公表の期限は、地球温暖化対策計画書の計画期間の終了日とする。

4| 条例第八条第二項の規定による地球温暖化の対策の結果の提出は、当該計画の終了した年度の翌年度の六月末日までに、別記第一号の様式による地球温暖化対策結果提出書に、別記第一号様式の二による地球温暖化対策結果報告書を添えて行わなければならない。

5| 条例第八条第二項に規定する公表の期間は、地球温暖化の対策の結果を提出した日から起算しておおむね九十日間とする。

(地球温暖化対策計画書等の評価)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による評価の内容の通知は、別記第一号様式の二による地球温暖化対策評価通知書により行うものとする。

2| 条例第八条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

三 その他知事が必要と認める方法

3| 条例第八条の二第三項の規定による公表は、同条第二項の規定による通知を行った日の翌日から起算して三十日を経過した日から計

画期間の終了する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。